

知っておきたい年金のこと

一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘 れずに!!

保険料の一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の四段階があります（半額免除は平成14年4月から、4分の3免除と4分の1免除は平成18年7月から導入されました）。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。



4分の3免除の場合

保険料の4分の3免除というのは、毎月の保険料の4分の3が免除されるのですが、残りの4分の1の保険料は必ず納めなければなりません。

平成25年度の場合では、4分の3免除を受けると月額1万1,280円が免除され、残りの3,760円を納付しなければなりません。この3,760円の保険料を毎月納付しないと4分の3免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

半額免除の場合

保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるのですが、残りの半額の保険料は必ず納めなければなりません。

平成25年度では、半額免除を受けると月額7,520円が免除され、残りの7,520円は納付しなければなりません。この7,520円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

4分の1免除の場合

4分の1免除というのは、毎月の保険料の4分の1が免除されるのですが、残りの4分の3の保険料は必ず納めなければなりません。

平成25年度では、4分の1免除を受けると月額3,760円が免除され、残りの1万1,280円は納付しなければなりません。この1万1,280円の保険料を毎月納付しないと4分の1免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末までに納付しなければなりません。そして、二年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

詳しくは、旭川年金事務所（0166・27・1611）または役場保健福祉課戸籍担当までお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

双珠別地区と占冠地区の 集落点検を実施します

「占冠ふるさと活性化推進委員会」では、6月と7月に双珠別地区と占冠地区において、集落点検を実施しました（しむかつぶ広報7月号と8月号をご覧ください）。

この度、この集落点検に参加することができなかった皆さまを個別に訪問させていただきます。点検を実施いたしますので、地区の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

【実施期間】
9月2日（月）～4日（水）

【実施対象】
6月（双珠別地区）と7月（占冠地区）に実施した集落点検に参加することができなかった双珠別地区、占冠地区内の世帯

【実施内容】
役場企画商工課担当と北海学園大学の学生が地区内の世帯を訪問し、現在と将来の世帯の状況や生活課題などについて聞き取りをさせていただきます。

■お問い合わせ
企画商工課
企画担当
電話56・2124





しむかっぷ消防フェスタ2013開催 ～消太くんが登場!!～

平成25年7月28日（日曜日）、農村公園において、富良野消防署占冠支署主催による『しむかっぷ消防フェスタ2013』を開催しました。

今年で3回目のフェスタは、雨の予報に反し青空が広がる良い天気のもと、大勢の来客があり盛大に終了することができました。

キッズレンジャー体験、煙体験ハウス、ミニ消防車『みはりくん』の乗車体験等、盛り沢山のミニイベントの他、全国消防イメージキャラクターの消太くんが登場し、来場していた子どもたちと記念撮影を行っていました。

※車両点検について

災害等に備え、毎週火曜日午前9時より車両点検を実施しています。

自分の地域は自分で守る!!興味のある方は、連絡願います。

救急出場状況（7月分）

急病	7件	(7人)
交通事故	2件	(2人)
一般負傷	3件	(3人)
7月計	12件	(12人)

累計 90件 (84人)

※（ ）内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

消防団員募集!!
詳細は庶務係まで
電話56・2119

交差点での事故が多発!

※しっかりと自分の目を見て、安全確認!

※危険を予測した「かもしれない」運転を!

※自転車、歩行者の動きに対応できる安全速度!

慣れた道でも油断は禁物です。安全を常に確認し運転しましょう。

■ドライバーの皆様へ

※交差点では、急がず、焦らず歩行者優先!

※いつでも停止できるスピードで安全確認!

※「ぶつかって初めて気づいた」は運転者失格!

※居眠り・ぼんやり要注意! 運転の前には十分な休養を!

※短時間休憩でリフレッシュ! カーブでは確実に減速を!

■単独事故を防止するために

何はともあれスピードダウン!

※雨の日は、ハイドロプレーニング現象により制御不能になります。

(ハイドロプレーニング現象とは、タイヤと路面の間に水が入り込み、車が水の上を滑るよう

交通安全

SAFTY DRIVE

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

2373日

SS 平成25年8月20日現在

上川管内交通事故発生状況 (平成25年8月7日現在)

発生数		前年対比
人身事故	313件	-30件
死者	2人	-2人
傷者	373人	-52件

※交通事故は、決して他人事ではありません。

誰かが当事者になる危険性があります。スピードダウン・シートベルト全席着用・安全確認・体調管理、ルールを守って交通事故防止に努めましょう!

※全席シートベルト着用徹底!
※シートベルト着用は、もはや常識です。
あなたと家族を守るために全席でシートベルト着用の徹底を。

になること。)